

經濟論叢

第七十卷

第二號

中小企業問題特集

京都染色工業調査……………田 杉 競(1)

中小工業における技術の傳承性……………岡 部 利 良(28)

日本社會政策史に關する一考察……………渡 部 徹(55)

(昭和二十七年八月)

京都大學經濟學會

日本社會政策史に關する一考察

——岸本英太郎「社會政策論」をめぐつて——

渡 部 徹

數年前社會政策論において生産力説の見解が風靡した時期があり、これに對し岸本・服部氏らを中心に批判が加えられ、いわゆる社會政策論争が展開されたことはなお記憶に新たなところであるが、この間筆者も「社會政策成立の必然性について」

（「大阪經大論集」創刊號）なる一文を草して生産力説的社會政策論に批判を加えたのである。とくにそこで筆者は日本における工場法制定過程を問題にし、この問題についての從來の對立せる見解である風早説と大河内・岸本説を批判し、筆者の見解を呈示したのである。

筆者の批判を加えた根本は、まづ具體的な政策史を問題とする場合には、その政策の主體を明確にしなければならないということであつた。その理由は一般論としての政策論は政策主體をブルジョア國家と前提して、それ以上立ち入つて政策主體の

吟味をしないのが通常であるからである。しかし具體的な政策を問題とする時には、たとえブルジョア國家の場合でも政策主體たる政府、そしてその政策は特殊な様相を帯びることが少なくない。まして絶対主義國家の場合の政策を問題にするときは、ブルジョア國家を前提にした政策論をそのまま無條件的に適用すべきではない、ということであつた。

この點に關し、そのうち岸本・西村氏らは日本社會政策史を論する場合にかかる觀點にたつたのであるが（岸本英太郎「社會政策論の根本問題」・「社會政策論」等、西村裕通「日本工場法と社會政策の本質」、『經濟學雜誌』二四卷三號）、しかしなお充分成功しているとはいえない。それでこの點に關連させつつ、とくに工場法成立過程並びに労働組合法案をめぐる過程を吟味してみることにした。

二

日本における工場法制定過程について、筆者はかつてこれを全く明治三十年代の階級闘争に歸着せしめる風早説と、階級闘争の意義を無視し、ひとえに總資本の勞働力保全策に歸せしめんとする大河内・岸本（「日本勞働政策小史」）説を批判し、三〇年代の階級闘争の實態の評價を別にして、方法論として、まず第一に工場法が何よりも絶對主義の立場において立案せられ、そこで勞働力の喰潰しが強調せられたのは社會的總資本によつてではなく、絶對主義官僚によつてであり、その意味は絶對主義の固有の物質的基礎を維持せんとするにあつたこと。そして工場法が制定されたのは資本對勞働者の廣汎な闘争の結果であるよりは、人民とりわけ勞働者の自主性抑壓を存立の不可缺の要請たらしめている絶對主義支配層の勞働者運動發展の可能性についての絶大な恐怖にもとづいていることを指摘し、これこそが勞働者階級の自主性を抑壓した上で、資本の反對にも拘らず、工場法を成立せしめた根因であり、従つて同法は制定にさいし資本によつて骨抜きにされ、實施がサボられる結果を招いたのであると主張したのである（拙稿、前掲論文、一二九—三五頁参照）。

これに對し西村氏は多くの點で筆者に同意を示されつつ、しかもこの點についてこの時期の「階級闘争が『體制』に對する反撃にまで成長」したことを強調され、筆者が工場法の制定實施が資本によつて妨害され、實質的意義をもたなかつたとのべ

たことを提えて、それは何故か？と問ひ、更に筆者が工場法によつてはみるべき勞働力保全は行われず、かえつて資本によつて勞働力給源の開拓が行われていつたとのべていることを提えて、それにも拘らず「日本絶對主義は永くその固有の物質的基礎を確保し、その存在を續けえた」ことは不可解であるとして、「ここに氏（筆者）の日本絶對主義に對する理解の不充分さを見出す」と批判されたのである（西村、前掲論文参照）。

西村氏のこのような批判は筆者の見解に對する誤解ないし無理解にもとづくものであるが、念のため再言すれば、第一に工場法の制定は資本對勞働者の闘争の壓力ではなく、勞働運動と絶對主義との關係と運動の發展に對する絶對主義の恐怖にもとづくこと、この點で絶對主義と資本とは必ずしも利害を等しくするものではなく、當時の段階では資本は工場法の制定自體がその無制限の吸血鬼の搾取の幾分かの制限を伴う故に猛烈に反對したこと、それ故に工場法が長く實質的意義をもちえない結果になつたのである。もし西村氏の如く理解すればかえつて工場法の實質的意義をもちえなかつた理由は見出せなくなるであらう。第一にそれにも拘らず絶對主義が存続しえたのは、成程このため絶對主義の固有の物質的基礎たる農村の半封建的生產關係は依然として掘削されてはいつたが、しかし物質的基礎の浸蝕は直ちにそれが消滅したことと同じではないことはあえて説明するまでもないであらう。従つてそのかぎり絶對主義は

その固有の物質的基礎を弱められながらも永く存続しえたのである。この點西村氏は「固有の物質的基礎」なる概念が量的なものであることを理解しえない故に、かかる愚問を發せられたのではないか？ この點に關する限り、「絶對主義に對する理解の不充分さ」は西村氏自身に歸せらるべきであらう。

(註) 西村氏の筆者に對する批判はこの他の點にも互つているが、それらはいづれもいわれなきもので、筆者のまゝの論文を虚心に讀んでもらえば諒解されると思うのでこれ以上はふれないことにする。

三

つぎに岸本氏はすでに「社會政策論の根本問題」において從來の見解を改められ、近著「社會政策論」において氏の見解を體系づけられている。氏のこの問題についての見解の要は、まづ明治政府の工場法案制定は「日清戦争後の勞働爭議の頻發と勞働組合運動の勃興とが、その中に『赤い炎』を豫見し、絶對主義をしてこれを豫防し、防遏する手段として」(一四二頁)であり、工場法の成立は日露戦争後「勞働者・農民擡取が質的な激化を示す新たな時代が始り」、「新たな階級對立の深化と階級闘争の發展」(一七五頁)、とくに幸徳らの日本型サンジカリズム・大逆事件が「明治四十四年はじめの第二十七議會に急遽工場法案を提出せしめたのであり、これを通過せしめた

最大の原因で」(二〇二頁)ある。その意義は「プロレタリアートの階級闘争の發展に對應する絶對主義天皇制の支配の形態變化、部分的修正」(一七五頁)であり、「工場法の微溫性は日本の勞働者階級の未成熟と階級闘争がその萌芽のうちに徹底的に彈壓されたことに基因」(二〇五頁)するという。

この限りでは問題ではないが、しかしこれだけに止つていられることは不充分ではなからうか？ すでに風早氏はその「日本社會政策史」において、方法論としては問題ではあるが、とにかく階級闘争をふまえて、しかも資本間の争いを問題とされている。しかるに岸本氏は同書においてこの點については僅かに工場法案中徹夜業禁止規定に綿絲紡績業者が猛烈な反對運動を行つたことに對し、政府がこれに「大逆事件の發覺と輸出産業としての紡績資本の利益を直接守る軍事力の弱化作をもつて訴えねばならなかつた」(二〇〇頁)というに止り、この時期における絶對主義と資本の關係には殆どふれられないのである。とくに氏自身日露戦争後獨占が急速に進み、「獨占資本・金融資本の制覇を押し進めた」(二〇九頁)といわれ、また「社會政策の本質は政治であると規定しなければならぬ」(四頁)とされる以上この點こそ分析されなければならないのではないか？

四

つぎに労働組合法案制定過程であるが、從來の見解はいづれも第一次大戰末期よりの労働組合運動の急激な昂揚・發展に對する對策としてとり上げられたというにある（山中篤太郎「日本労働組合法研究」・風早、前掲書）。岸本氏もこの見解を繼承されているのであるが、氏はこれを更に一步すすめて「恐慌後勞資の攻勢は逆轉しやつと組織に結集しはじめたばかりの未だ幼弱な我國の組織労働者は自己防衛に全力を注がざるを得なくなると共に、益々労働組合の確立、そのための労働組合法の法認や最低賃金制の獲得の必要を痛感し、それに向つて強力に運動を展開するに至つたのである。ここに労働組合法問題が登場した」（二三九頁——傍點は引用者）としてそれ以下に大正九年の農商務省案・内務省案以下一九の法案を列擧されている。

いま傍點を附した「労働組合法法認」に向つて強力な運動を展開するに至つた」という點は岸本氏自身の舊著「日本労働政策小史」にもみられない新説であるだけでなく、さきの山中・風早兩氏によつて明白に否定せられたところである。従つてこの點については岸本氏は具體的に論證すべきであるが、同書を探索してもこの點に關連することは僅かに大正九年二月十日の東京における全國労働團體連盟主催の普通選舉要求の大會において「無制限橫斷組合法の實施」が「治警法一七條の撤廢・普選の即時實施」と並んで決議されたということ（二三七頁）が

見出されるにすぎない。しかもこの點は當時の労働運動に即してみればここの「無制限橫斷組合法の實施」は普通選舉要求に從屬する附隨的意味をもつにすぎない。従つてこれだけで組合法法認のため「強力な運動が展開」された論證となすことはできない。同書が社會政策史としては必要ならに運動史が記述されているにも拘らず、社會政策史として重要な論點についてのべることのないのは不可解であるといわねばならぬ。

この點著者の心事に立入ることは必ずしも適當ではないが、あえて臆測すれば氏はかつて社會政策成立の必然性について資本の「上から」の要請たる側面を強調され、のち正しく自己批判され、階級闘争に必然性を求められるに至つたのであるが、そのさい逆に階級闘争に力を入れる餘り、日本社會政策史を凡てこれで機械的に割切らんとされたのではあるまいか？

事實上忠實に労働組合法制定過程をみるならばこれまでの通説の如く、當時の組合運動は農商務省案にしろ内務省案にしろこれを殆ど問題にはしていないのである。といふのは當時の實情は「若し政府が労働問題の本質を理解して、労働者に眞摯な同情あらば、労働組合法を作る前に治安警察法第十七條の如き惡法を撤廢」すべきであり、それなくしては「今日オマジナ労働組合法の如きは労働者は要求して居らない」（北澤新次郎「労働組合法制定乎治安警察法第十七條撤廢乎」、『解放』第二卷第七號）からである。

(註) 一例として大正九年七月號の「解放」に採録されている労働組合法案に對する労働者の意見を摘記すれば、日本交通労働組合杉原正夫は、組合法案は「私共の目からみれば恐らく一顧だにも値すまい」、「私は實は兩案とも未だ讀んだことがないのだ。讀むにも及ばないからだ」と。信友會水沼辰夫は「労働組合法制無用」とし、工友會横田晃一は「如何なる組合法が立法されてもそれが所詮ブルジョアの人々によつて爲さるる以上、どうせ労働者に都合のよからう筈はない。……一層そつとして聞いて貰はうか、それとも労働組合の意義を把握し諒解して居るなら、先づ治警法十七條を廢止して諒解振りを示して貰はうか、まあどうでも宜い」と。友愛會の鈴木文治ですら「吾人は労働組合に關して一切の保護も干渉も謝絶せんことを欲するものである」、「吾人は今日の寧ろ保護もなく、さりとて法的干渉もない現在の狀態を以て優れりと斷ぜざるを得ない」という。以て當時労働運動者が組合法案にいかにも無關心であつたかは察せられよう。

それでは當時組合法案が立案せられたのは何故であるか？ 勿論物與せる組合運動に對する對策であることは言うを俟たないが、それにしても組合法案は成程現存の労働組合に對しては明らかに取締りの役割を擔うものではあるが、しかし組織から取殘された壓倒の大多數の労働者に對しては、組合の法認は組

合えの結果を容易ならしめるものであることは否定できない。そして労働者が組織的に結集されることだけでも當時の資本家にとつては撓取に對する大きな脅威であることも容易に認められるであらう。この點があればこそ産業資本家、とりわけ中小の企業家が一貫して組合法制定に對し頑強な反對をなした原因があるのではないか？ 従つてここでも絶對主義・獨占資本・産業資本・中小企業等の連關が分析されなければならないのではないか？ この點を考慮すれば岸本氏が大正九年の農商務省案・内務省案を對比し、後者に進歩的要素を見出して「絶對主義官僚の二つのタイプを示している興味深い」（二四二頁）とだけされることは不十分ではなからうか？

(註) ここで更に具體的であるためには、當時「農商務省は『資本家的』で、内務省は『警察國家的』だ」という評判が大分世間に行われている。前者が例の職業組合法案を提唱し、後者が治安警察法第十七條の存置を固執するとき、兩者は最もよくこの世評を裏書している。所が茲に意外な番狂はせが起つた」（森戸辰男「内務省案の價值」、「解放」、第二卷第七號）事情が分析されるべきではなからうか？

それはともかく以上の諸條件の中で政府をして組合法案の立案を促進せしめたものとしてヴェルサイユ平和條約並びにそれにもとづく國際労働會議が見述されてはならないであらう。この點從來ともすると輕視され勝であり、岸本氏は全くこれを無

視している。勿論本質的には國際勞働會議は國際勞働運動に對し極めて反動的な役割を擔つたことは明らかなことであるが、しかしそれにも拘らず日本社會政策史にとつては大きな要因として取上げなければならないのである。というのは平和條約締結にさいし日本は五大國の地位を占め、一等國として振舞つた結果は「勞働組合を造る自由を認むる原則の確認」をふくむ平和條約勞働規定を承認せざるをえず、またそれにもとづく國際勞働會議に常任理事國の地位を得、「産業上の團體の存在する場合には此等産業上の團體中使用者又は勞働者それぞれの最も代表的な團體との合意の上選定した」(平和條約三八九條)勞働代表を派遣する義務を負つたのである。勿論日本政府は勞働組合の代表派遣を忌避し、官選勞働代表を派遣したが、これに對し友愛會より國際勞働會議への勞働代表たる資格なしとの抗議により、會議開會勞働頭の「資格審査委員會に於ては大問題となり勞働側は一致して反對した。此間にありて日本の政府代表(鎌田榮吉・岡實——引用者註)はもしも否認説通過の節は自國の面目に拘るとして百方諒解運動に奔走した。……(政府は——引用者註)其勞働無視ということが、國際舞臺に於ては、國內に於けるが如く、そうそう容易に行われないということをしめじみ味うたようであり」、「日本の勞働組合も……政府を主俵際まで追い込んだ」(鈴木文治、「勞働運動二十年」、二二—三頁)事情、とくに「日本政府は内には強いが外に至つて弱

い」(關口泰「國際勞働會議と日本」八頁)ことを考慮すれば組合法案制定に及ばした力は充分認められなければならないであらう。(註)

(註) この當時國際勞働會議がいかにセンセーショナルなものであつたかは關口泰氏の次の言葉からも察せられるであらう。即ち「嘘と思わば……古い新聞を引張り出して大正八年は盛夏の候第一回勞働總會への勞働代表が選舉された當時の記事を御覽になるがよい。どの新聞社でも今からみれば恥かしくなる程大きな活字を使つて當時の模様を報道しているから見落す氣遣はない。實際あの當時は日本のどの勞働組合の代表者もこの國際勞働總會こそ日本の勞働階級を救い、延いて日本の社會を救う天使であると信じたのである」(前掲書、一一四頁)と。

また政府が國際勞働會議に影響されて組合法案を制定した事情の一端は信友會水沼辰夫が政府案を評した言葉の中に——「一體資本家に基礎を置く政府が、いくら外國の手前とは云いながら」云々(「勞働組合法制定無用」、「解放」第二卷第七號)とあるのをみても分るであらう。

以上で最初の組合法案が制定せられるに至つた事情はほぼ明らかであらう。

五

ところで組合法案はこのうち幾變遷を経つつも遂に日の目をみることができなかつたのであるが、この間の事情について岸本氏は最初の二つの組合法案の差にみられた「絶對主義官僚の二つのタイプ」が「階級闘争が深刻に激化した大正九年―昭和六年に至る頃まで互に『對立』した觀を呈しつつ立ち現れるが、一般的危機下日本資本主義の慢性的不況は、これによる資本家階級の顯著な反動化と相俟つて、前者は後者を壓し去り、……勞働組合は敗戦に至るまで遂に實現しなかつた」（二四二―三頁）とされる。この場合この時期の官僚を凡て絶對主義官僚と規定することが問題であると同時に、官僚を二つのタイプにのみ分つことはどうであらうか？ 二つに分つのであれば組合法制定自体に反對するものと、組合法制定に賛成するものとに分ち、後者の中で保守的、進歩的とすべきでないか？（組合法案は本質的には取締法であるから）。岸本氏の如き把握によれば、取締的組合法が保護的組合法かの問題に歸せざるをえない。そして或わこのことからの論理的歸結の結果、氏は組合法流産の理由をブルジョアジーの反動性に歸し、「ここではブルジョアジーは絶對主義よりも保守的であり、反動的であり、その反動性は絶對主義官僚をしてさえ瞠若たらしめた」（三七〇頁）とさえいわれるのである。しかもここで絶對主義として把握されているのは濱口民政黨内閣であることは注意されなければならぬ。

ここで岸本氏が敗戦までの國家權力を絶對主義として把握されることには異議はないのであるが、しかしそのさい國家と政府との性質の同一性と役割の差異、とくに政府の採用する日常政策の特異性は常に考慮されなければならないことが忘れられている。従つて「いつたい一九三〇年代の日本で獨占ブルジョアジーがすこしも國家權力に参加していなかつたなどということは歴史的事實として承認できるだらうか」（「新フナシズムを告發する」、中央公論、本年三月號）に對し岸本氏は當然答へなければならぬであらう。

従つてこの過程はむしろ濱口内閣の政策こそ獨占資本の政策であり、岸本氏が資本家たちの反對をブルジョア一般の反對として捉えているのはむしろさきにも述べた産業資本家乃至中小企業家の反對としてとらえらるべきではなからうか？ このことは氏が日本工業俱樂部をさしてしばしば「資本家階級の最高本部」と規定されているが、日本工業俱樂部は「銀行などが正式には會員になり得」（池田成彬「故人今人」、二〇五頁）ないもので、いい得べくんば産業資本の據點として把握するべきではないか？ これらのことはたとえ池田成彬や手形交換所が組合法に賛成していること（註）（池田、前掲書、一〇二―三頁）によつてあるていど立證されうるのではなからうか？

（註）池田の賛成理由は「私は組合を拵えなければ労働者は自己を衛るためにメトライキをやるとか、その他の對抗手

段をとることができない。これが三井や三菱のような大會社ならば相當な施設をやつて居るからその必要もなからうが、他の群小産業會社は全くいい加減なことをやつていゝからというのである。

このような状態にあるとき絶對主義反動即ち天皇制ファシズムが征覇しはじめ、組合否定、自主制抑壓の絶對主義政策が全面に進出し、組合法案はそのまゝ舞臺から姿を消すに至つたのである。

六

以上工場法並びに勞働組合法案をめぐる動向についてとくに岸本氏の「社會政策論」に示された見解について基本的な方法論を中心批判を加えたのであるが、根本的には岸本氏は日本

社會政策の主體を絶對主義と把握されながら、その資本主義の發展に伴う權力關係、とりわけ政府・官僚・資本家階級の相互關係を發展の過程で變化においてとらえず、前二者を一義的に絶對主義と規定した點に最大の弱點があることを指摘したのである。逆にいえば階級闘争が決定的な力をもつことのできない場合具體的な政策は支配階級内部間の軋轢その他によつて影響されることが少くないのであるがそれを階級闘争のみによつて割切らんとする處に弱點があるということである。もちろん紙數に餘裕がないので、それらの點についても意を盡せぬ憾みが多く、日本社會政策史についてその外問題にすべき箇所も残され、勞働運動史として批判すべき點も多くあるが、それらは凡て別の機會に譲ることにする。(一九五二・七・一三)

執筆者紹介

田 杉 競 京都大學 教授

岡 部 利 良 助教授

渡 部 徹 " " "